

阿久比町スポーツ協会表彰規程

第1条 阿久比町スポーツ協会（以下「本協会」という。）が表彰を行う場合は、この規程の定めるところによる。

第2条 この表彰は、次の各号の一に該当するものに対して行うことができる。

- （1）長年にわたり、本協会の運営に功績のあった者
- （2）長年にわたり、本協会加盟の競技団体に所属し、その所属する団体においてスポーツ振興のため功績のあった者
- （3）長年にわたり、地区スポーツ振興委員として、その所属する地区においてスポーツ振興のため功績のあった者
- （4）全国大会、東海大会に出場したチーム又は選手及び阿久比町の代表として県大会に優勝したチーム又は選手
但し、東海大会以上の規模のスポーツ大会においては、県の区域以上の区域による予選会、選考会等で、チームにあっては8組以上、選手（個人）にあっては8名以上が出場する種目を通過した場合に限る。
- （5）その他功績の顕著な団体及び個人

第3条 前条に該当すると認められる者があるときは、推薦者は阿久比町スポーツ協会表彰者推薦書（様式1）を作成し、会長に提出するものとする。

第4条 会長は、前条により推薦された被表彰候補者について、選考委員会に諮り、被表彰者を決定する。

2 選考委員会の委員は、会長が委嘱する。

第5条 表彰は、阿久比スポーツフェスティバルレクリエーション大会で行うものとする。ただし、会長が特別の事由があると認めたときは、これを変更することができる。

附則

この規程は、昭和54年9月18日から施行する。

附則

この規程は、昭和55年8月22日から施行する。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月17日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月25日から施行する。